3）関連公益法人等の基本財産の状況

［単位：円］

名　　称	基本財産に対する出えん、拠出、寄付等	当事業年度において負担した会費、負担金等
一般社団法人 泥土リサイクル協会	該当なし	該当なし

4）関連公益法人等との取引の状況

①　関連公益法人等に対する債権債務の明細

［単位：円］

名　　称	債　　権		債　　務	
	科目名	金　　額	科目名	金　　額
一般社団法人 泥土リサイクル協会	—	—	未払金	30,450,000

②　関連公益法人等に対する債務保証の明細

［単位：円］

名　　称	債 務 保 証 額	摘　　要
一般社団法人 泥土リサイクル協会	該当なし	

③　関連公益法人等の事業収入の金額のうち当法人の発注等に係る金額及びその割合

［単位：円、％］

名　　称	事業収入の金額	当法人発注等にかかる金額	割　合
一般社団法人 泥土リサイクル協会	49,650,720	47,250,000	95％

注１）公益法人側の決算完了時期との関係から、独立行政法人の決算の主務大臣提出に間に合わないため、事業収入の金額は６月12日時点の仮決算額となっております。

注２）当法人発注等に係る金額の契約形態別内訳

［単位：円、％］

契　約　形　態	金　　額	割　　合
競争契約	47,250,000	100％
企画競争・公募	—	—
競争性のない随意契約	—	—

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成26年３月31日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

平成 26 年９月 19 日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

１．［２］⑴⑤ロに、次を加える。

関門トンネルの集中工事に伴う料金調整を次のとおり行う。

㈠　料金の調整を行う自動車

高速自動車国道関門自動車道の下関インターチェンジと門司港インターチェンジ又は門司インターチェンジ相互間を通行する全自動車。

ただし、１．［２］⑵④又は⑦の割引適用後の料金の額が、㈡の料金調整額を下回る場合は除く。

㈡　料金調整額

㈠の自動車に対する調整後の料金の額は下表のとおりとする。

車　種	軽自動車等	普通車	中型車	大型車	特大車
料金の額	100円	150円	210円	260円	410円

㈢　実施期間

平成26年10月15日から平成26年12月13日まで。

㈣　その他

本料金調整を受ける自動車に適用される割引は、マイレージ割引、大口・多頻度割引、ＥＴＣ前納割引、平日朝夕割引、平日朝夕割引（コーポレート契約）、障害者割引、乗合型自動車（定期路線）割引に限るものとし、本料金調整後の料金の額に対してこれらの割引を適用する。

なお、㈢に定める実施期間中、管理有料高速道路の関門トンネルの回数券について、高速自動車国道関門自動車道の下関インターチェンジと門司港インターチェンジ又は門司インターチェンジ相互間において使用できるものとする。

１．［２］⑵⑳に、次を加える。

企画割引「東九州自動車道　大分・宮崎ドライブパス」

イ　割引をする自動車

ハに定める期間のうち連続する最大３日間にニ①ａ、ｂ、ｃ、ｄ、ｅ、ｆ又はｇに定めるインターチェンジからニ②に定めるインターチェンジまで往復（ニ①ａ、ｂ又はｃに定めるインターチェンジからニ②に定めるインターチェンジまでの往復の場合は、ニ①ａ、ｂ又はｃに定めるインターチェンジから高速自動車国道東九州自動車道の行橋インターチェンジまで及び一般国道10号（椎田道路）を経由する走行（ただし、行橋インターチェンジからみやこ豊津インターチェンジまでの区間が供用する日以降は、ニ①ａ、ｂ又はｃに定めるインターチェンジから一般国道10号（椎田道路）の椎田南インターチェンジまでを経由する走行）を含む。）し、ニ②に定めるインターチェンジ相互間を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。以下同じ。）のうち軽自動車等及び普通車（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限る。）及びハに定める期間のうち連続する最大３日間又は４日間にニ②に定めるインターチェンジ相互間を通行（以下「周遊型」という。）するＥＴＣ車のうち軽自動車等及び普通車（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込みがなされ、かつ、西日本高速道路株式会社が指定するレンタカー会社が貸与する自動車を使用する場合又は西日本高速道路株式会社が指定するフェリー会社が運航するフェリーを使用する場合に限る。）。